

令和 7 年度 第 1 期 未修者小論文試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は90分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔問 題〕

次の文章を読んで、後記〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい（なお、本文の一部及び注を省略した。）。

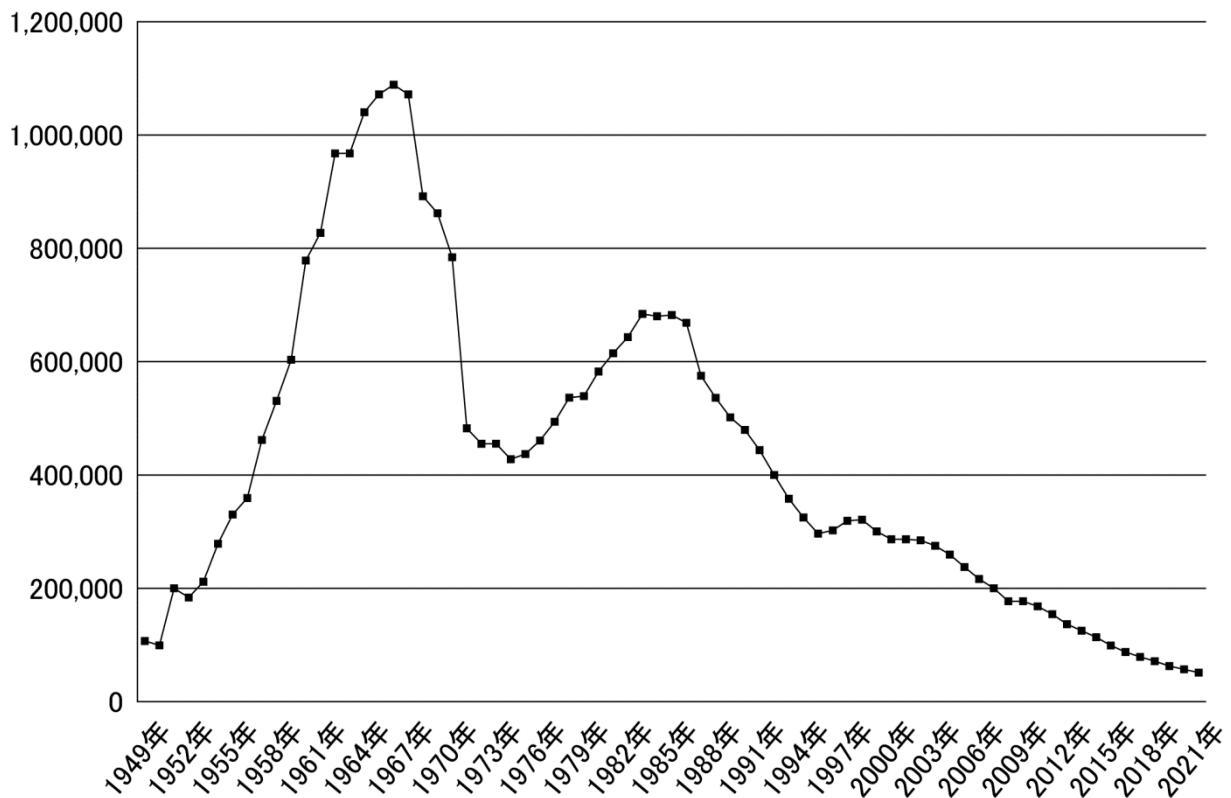
非行少年が遭ってきたさまざまな被害

非行少年の現状

すでに自己紹介的な文章ははしがきに書いていますので、早速、内容に入ります。

本章では、非行少年が遭遇してきたさまざまな被害を紹介しますが、その前に、非行少年の現状を確認しておきましょう。ご存じの方もおられるとは思いますが、統計上の非行少年は減少の一途をたどっています。少子化の影響だけとは考えられません。表に示した家庭裁判所が受理した少年保護事件の人員数で見ると、2021年の数字は、45,873人でいわゆる少年非行の第3のピークと言われた1983年の684,830人の15分の1になっています。いくら少子化と言っても、私が中学校3年生だった1983年の少年人口から2021年の少年人口が15分の1に減少しているわけではありませんので、明らかに非行に走る少年の数は激減しているのです。

図 1 家庭裁判所の少年保護事件受理人員



* 『令和 4 年版犯罪白書』 付属CD-ROMのデータより作成

他方で、少年が殺人などの重大な事件の被疑者となった場合、大きく報道されるのが常となって20年以上が経ってしまいました。とりわけ、その事件の被害者が少年の家族以外の者であった場合、被害者御遺族の少年に対する処罰感情は激烈であることが常であるため、初動の報道をきっかけに、こんなひどい事件を起こした少年を死刑に処してしまえなどとの厳罰化論がただちに沸き起こるよう見受けられます。そして、捜査を遂げた後に、家庭裁判所に送致された少年は、少年鑑別所に収容され、約4週間のうちに審判が開かれ、少年院送致の保護処分を受けるか、検察官送致（逆送）され、裁判官と裁判員による刑事裁判にかけられます。非行時に18歳以上だと、死刑に処される可能性もありますが、刑事裁判にかけられた重大な事件を犯した少年の多くに対しては短期と長期を定めた不定期の懲役刑が言い渡されることになります。

しかし、以下に示されるように、非行少年は非行に至る以前にさまざまな被害に遭っているのです。ただし、残念ながら、それが報じられることはほとんどありません。警察の初動捜査の段階で、非行を疑われた少年が受けてきたさまざまな被害が明るみに出ることは、まずないからです。まして、非行少年が、そうした被害を埋め合わせる支援などをまったくと言っていいほど受けられなかったことも報じられることはありません。

それでは、重大な非行に至った少年が受けてきたものを中心に、以下でその被害を見てみることにしましょう。

非行少年の虐待被害

児童虐待が問題になりはじめて、すでに20年以上も経過しました。児童虐待の防止等に関する法律2条によれば、児童虐待は次のように定義されています。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力……その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

これを受けて、一般に①を身体的虐待、②を性的虐待、③をネグレクト、④を心理的虐待と呼んでいます。

非行少年の多くがこうした虐待被害を受けてきたことは、今から20年ほど前の法務省による調査で明らかになりました。

それによれば、当時の全国の少年院に在籍する一定の少年を対象に行われたアンケート調査で回答のあった2,251人のうち95%以上にあたる2,159人が身体的暴力、性的暴力、ネグレクトのいずれかの被害を受けていました。

問題は、非行少年がこうした虐待被害を受けている傾向はその後も続いていることです。その後、2015年11月から2016年1月末日までに全国の少年院に在院していた363人の少年から被虐待体験等の被害体験の回答を得た研究によっても、家族からの被虐待体験のあった少年は、218人と60%を超えており、これを女子に限れば70%を超えていたことが確認されています。

犯罪白書も、近年、少年院入院者の被虐待類型別構成比を掲載するようになりました。それによると、2021年では、男子少年の40%が何らかの虐待被害を受けており、女子少年の場合は、それが58.9%にのぼることが明らかにされています。もっとも、筆者は、かつて、ある女子少年院の院長から、ここにいる女子少年達は100%性的虐待を受けているとの話をおうかがいしたことを忘れることができません。こうした調査ですべての虐待被害が明らかになっているわけではないと考えられます。

こうした虐待被害が背景となった重大事件としては、いわゆる石巻事件が挙げられます。この石巻事件とは、当時18歳の少年が殺人等を犯したとして裁判員裁判によって初めて少年に死刑が言い渡され、最高裁で死刑が確定した事件として著名なものです。法廷で取り調べられた証拠では、この少年は5歳時に両親が離婚し、醜悪した母親から暴力を振るわれるなどの被害を受け、小学生となって以降は、愛し、信頼できる存在、導いてくれる存在を持つことができず、少年は暴力を身近に見てきた成育環境に置かれてきたことが明らかにされています。ということは、この少年は身体的虐待のみならず、面前DVなどに象徴される心理的虐待の被害にも曝され続けてきたと言えます。

学校におけるいじめ・体罰被害

非行少年が、学校でいじめ・体罰の被害を受けていたことは、上で見た2015年から翌年にかけての少年院における調査において、言葉によるいじめを含む第三者からの被害体験があった少年は363人中289人で80%の高率に上るという結果が示されたことによって裏付けられていると言えます。

いじめが背景の一つとなった重大事件としては、いわゆる佐賀バスジャック事件が挙げられます。この事件は、当時17歳の少年が高速バスを乗っ取り、その過程で、1人が殺害され、3人が重軽傷を負ったという事件です。この事件で瀕死の重傷を受けた方は、その後、この事件

を起こした少年やその両親と直接やりとりをする中で、事件の前に次のようないじめ被害を受けていたことを知ります。中学校でひどいいじめを受けただけでなく、その中で、音楽室に忘れた筆箱をいじめた側から取り上げられ、「これが欲しいならここから跳んでみろ」と言われ、ある踊り場から無理矢理跳ばされて、腰を圧迫骨折してしまい、入院を余儀なくされていたのです。その結果、高校受験も入院先でということになりました。志望校には無事合格したものの、入学から1週間ほどで高校に通えなくなり、不登校となっただけでなく、引きこもりも始まったそうです。

非行少年が受けた体罰については、たとえば、傷害や窃盗等の非行で少年鑑別所に3回送致され、少年院に送致された少年が、空手をやっていた担任の教師から、馬乗りになってボコボコに殴られるという被害を受けていたことがインタビューで明らかにされるなど、非行少年の中には小学校時代から教師の体罰を受けてきたことが多いと示されています。

福祉施設や矯正施設における虐待

たとえば、子どもが親から虐待被害を受け、その子どもを保護するため親から引き離す必要がある場合、被害を受けた子どもを児童養護施設などの児童福祉施設に入所させる措置が採られることがあります。

こうした福祉施設は、本来ならば、虐待被害を受けた子どもたちが安心して過ごし、成長できる場所のはずです。その意味では、子どもたちが受けてきた虐待被害を埋め合わせる場所と言うこともできます。

子ども時代からずっと虐待を受けて、児童福祉施設に入所した少年が刑事事件を起こし、家庭裁判所による少年院送致決定を受け、あるいは、家庭裁判所による検察官送致決定後に起訴された刑事裁判所で実刑判決を受け、少年院や刑務所に収容されることもあります。これらの矯正施設でも、もちろん、社会での移動の自由は奪われるものの、矯正施設内では、少年たちは身の安全が確保され安心して過ごせるはずです。

しかし、福祉施設で他の子どもからいじめを受けたり、ひどい場合には、施設職員から虐待を受けたりすることもあります。児童養護施設である…(略)…で起こった園長などによる子どもへの体罰・虐待事件などがその典型です。また、矯正施設においても、少年や受刑者に対する暴行などの虐待が加えられることがあります。2002年に明るみに出た名古屋刑務所事件や、2009年に明るみに出た広島少年院事件などがその典型です。なお、名古屋刑務所では、ごく最近にも、複数の刑務官が複数の受刑者に暴行を加えていたことが公表されています。

非行少年がこうした福祉施設や少年院で暴行を受けていた例としては、たとえば、少年時に少年院送致の保護処分を受け、20歳となってから保護観察付執行猶予の有罪判決を受けたこと

がある元非行少年が、子どもの頃、養護施設において、そこでの先輩から暴力を受けていた事例や、少年院に収容された非行少年が法務教官から暴言を受けたという事例などがあります。

もっとも、こうした福祉施設や矯正施設において非行少年が受けた被害は、なかなか明るみに出ることがないということに留意が必要です。少年が収容された刑務所で刑務官から暴行を受けたという事件は現時点では公表されていないように見受けられます。しかし、私はかつて重大な事件により刑務所で受刑したことがある元非行少年から、刑務所に収容された初日に、刑務官から尋ねられた本籍地を答えられなかったことを理由に凄まじい暴行を受けたという話を聞いたことがありますので、刑務所における被害体験も絶無とは言えません。

学びの場からの排除と塾や習い事等の強制

1 学びの場からの排除

子どもには学ぶ権利があります。とりわけ、小学校、中学校の9年間は無償で教育を受ける権利が憲法や法律によって子どもたちに保障されているのです。

しかし、非行少年の中には、この学びの場から排除されてきた経験を持つ者が多数います。かつて非行を繰り返し、15回の被逮捕歴があり、2度も少年院に送致された経験を持ちながらも、現在は非行少年の立ち直り支援に尽力している高坂朝人さんは、非行を繰り返していた自分には、絶対的に教育が抜け落ちていたと指摘しています。これは、中学校から非行に走ると、中学校だけでなく、高校にも行けず、その後の人生を送る上で必要な知識や交友などを得ることができなくなることをもたらします。加えて、校則違反などを理由に教室、あるいは小学校や中学校そのものから排除された経験を持つ非行少年も少なくありません。このような排除を経験したことから、学校に行かなく、ないし行けなくなってしまうパターンもよく見られます。

2 塾や習い事等の強制

親は子どもに普通教育を受けさせる義務があります。この義務教育を越えて、子どもに学びの場を提供する親はこれまで肯定的に評価されてきたと言えるでしょう。しかし、子どもが行きたくない学校、塾、習い事などに通わせることを親などが強制することはどう評価されるべきでしょうか？

最近では、子どもの受忍限度を超えて勉強させるなどの強制を教育虐待と呼ぶ研究者もいます。このような考え方に立つと、勉強させる一環として、たとえば、本人が希望しない病院に無理やり受診させることも、一種の教育虐待と言えるでしょう。

上で紹介した、佐賀バスジャック事件の少年の親は、少年の「心の闇」をどうにかしよう

として相談機関に連れて行こうとしました。しかし、少年は頑として行かず、中学校でのいじめを恨んで、その中学校襲撃を計画するに至り、精神科医に相談の上、警察も関与して、いやがる少年に対して、両親の同意で精神病院に強制入院させる医療保護入院がなされたのでした。少年は、入院中に両親が面会に行くたびに暴れていましたが、医師から、それでは退院できないと指導され、その結果、両親との面会でも普通に会話するようになり、医師も大丈夫だと判断して一泊の外泊が許可された日にバスジャック事件を敢行したそうです。まさに教育虐待が重大な非行の直接の契機になった事例といえます。

不作為がもたらす被害

子どもに知的障がいや発達障がいがあることが行政によって認められると、特別支援教育の対象となり、あるいは、障がい者手帳の交付を受けることによって、学校や地域などでさまざまなサービスや支援を受けることができます。

ところが、こうした障がいや、行政が定めた基準のボーダーライン上にある場合は、たまたま診断の時に基準を上回ってしまったなどの理由で、支援などを受けられないこともあります。本当は特別支援教育が必要なのに、たまたまIQの数字が上回ってしまったために、特別支援教育を受けられないと、学校での授業内容が理解できず、基礎学力を身に付けることが難しくなります。加えて、学びが遅れると、そこから非行などの問題行動につながりやすくなるとの指摘もあります。

しかも、子どもの障がいがボーダーライン上にあると、その親が子どもの困りに気がつきにくくなります。親は一般的に子どもに障がいがあるとは思いたくありません。いろんな感情が渦巻きながら、専門機関で子どもを検査してもらったら、判定上は障がいに当てはまらないことになれば、親はその子どもに障がいがあることをますます受け入れなくなります。しかし、実際には子どもには障がいがある。そうすると、子どもはさらにさまざまな困難に直面します。そこで、子どもが親から見て理解不能な行動を取ると、親がイライラして虐待に至ることも起こります。あるいは、子どもの障がいに気がつかない親は、子どもにとっては望ましくない対応を取ってしまうこともあります。親が子どもの発達障がいに気づかないまま、何気なく取った言動がきっかけで重大な事件に至ることもあるのです。

したがって、たまたま行政が子どものボーダーライン上の障がいに気がつかずに、なされるべき障がい認定がなされなかったという不作為は、結果的に子どもと親の双方を苦しめるという被害を生じさせるのです。

あるいは、行政が子どもに障がいがあるのに、ないと誤認したり、職員の多忙もあいまって、障がいがある子どもへの支援や保護の提供がなされないこともありえます。こうした不作為は、

児童相談所においても虐待被害を受けた子どもに対してなされるべき支援や保護がなされないという形で現れます。こうして、受けられるべき支援などがなされないことによって、子どもたちにはさらに被害が積み重なります。

たとえば、他の少年や成人とともにいわゆるホームレスの人々を次々に襲撃した少年は、まさにこうした被害を受けていました。この少年は、両親からのネグレクトの被害を受けていただけでなく、児童相談所は少年の他にも小さい子どもを抱えていた両親への支援を打ち切って、一旦はこの少年を児童養護施設に入所させる措置をしました。しかし、両親を取り巻く事情の一部が表面上解決したことを理由に、両親が子ども達を引き取ると主張すると両親への手当てを何もせずに、しかもこの少年の意思も十分に確認しないまま少年を親元に返してしまったのです。その後、この少年は学校へ通えなくなり、事実上、学校からも排除されるという被害を受けています。この少年の付添人を務めた弁護士によれば、この少年は、行政、児童相談所、学校、そして家庭から4重の排除を受けてきたと評されています。

（岡田行雄「非行少年が遭ってきたさまざまな被害」岡田行雄編『非行少年の被害に向き合おう！―被害者としての非行少年』10頁～19頁（現代人文社、2023））

〔設問1〕（100点）

本文の要旨を600字以内で要約しなさい。

〔設問2〕（200点）

非行少年が受けてきた被害に対して、私たちや社会は、どのように向き合っていくべきと考えるか、あなた自身の見解を800字以内で述べなさい。

